

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 2日

さいたま市長 清水 勇人 殿

提出者

住所

埼玉県行田市桜町1-5-16

氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)

小川工業株式会社

代表取締役 小川 貢三郎

電話番号

048-554-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

小川工業株式会社 さいたま営業所

事業場の所在地

埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-73-13

計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類

D: 建設業 06: 総合工事業

② 事業の規模

前年度完工高 75億円

③ 従業員数

170人

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項											
(管理体制図)											
・別紙2のとおり											
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
①現状	【前年度(令和4年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず	混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード
	排出量	1599.1 t	91.6 t	29.0 t	0.2 t	247.7 t	0.0 t	0.6 t	355.1 t	5.3 t	18.6 t
(これまでに実施した取組)											
<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類の内アスファルトくず・コンクリートくずの発生場所(作業所)が自社処理工場に隣接する場合は工場にて処理再利用している。 ・混合廃棄物は作業所活動により発生し、委託業者が中間処分場で分別し処分している。 ・木くず、廃プラスチックは分別しリサイクルを実施する。 											
②計画	【目 標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず	混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード
	排出量	2000.0 t	100.0 t	35.0 t	1.0 t	250.0 t	0.0 t	0.0 t	400.0 t	6.0 t	20.0 t
(今後実施する予定の取組)											
<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類の内アスファルトくず・コンクリートくずの発生場所が自社処理工場に隣接する場合は工場にて処理再利用する。 ・混合廃棄物の削減を目指し分別処分を徹底する ・金属くずは分別をすることで有価物として処分できるので、徹底した分別処理を行う事により発生量を削減する。 											
産業廃棄物の分別に関する事項											
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)										
	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト、コンクリートは分別し再生業者に処分。 ・廃プラスチックは種類ごとに分別し、リサイクルする。 										
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)										
	<ul style="list-style-type: none"> ・作業所のパトロール実施時に、廃棄物の分別状況を監視して教育・指導を行う。 ・廃プラスチックは種類ごとに分け、再生利用できるものを分別しリサイクルに取り組む。 ・給茶機の紙コップをリサイクル業者に処分する。 ・金属くずは廃棄物とせず、有価物として処分している。 										

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

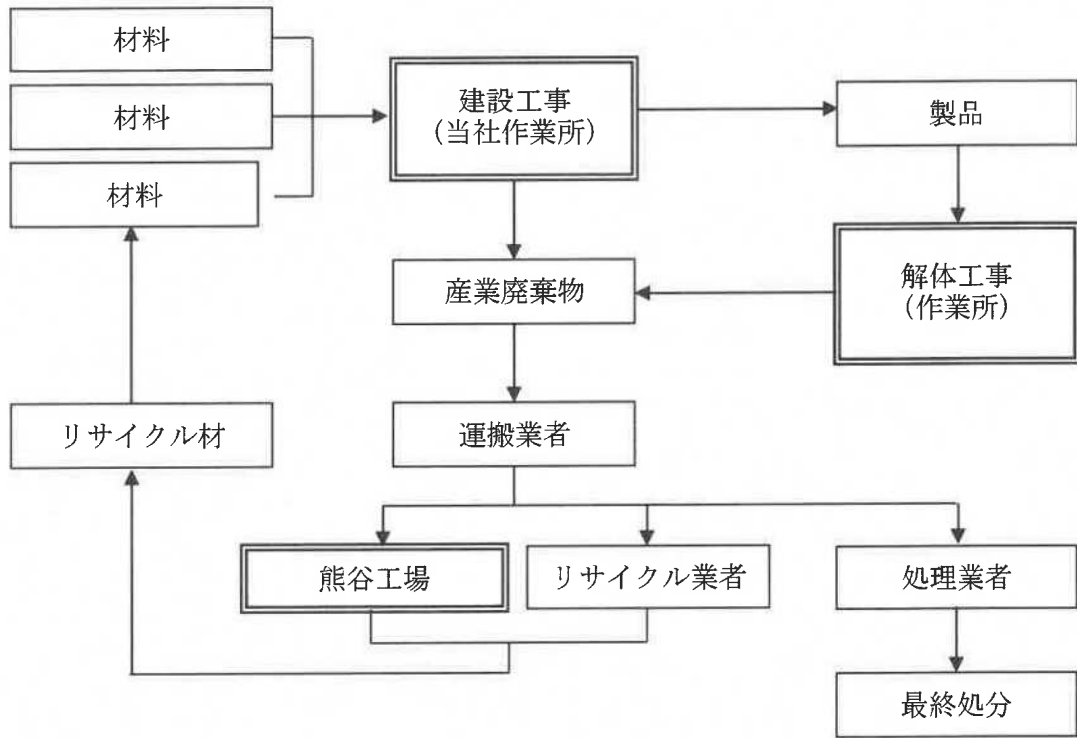
①現状	【前年度(令和4年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)										
②計画	【目 標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)										

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)											
②計画	【目 標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)											

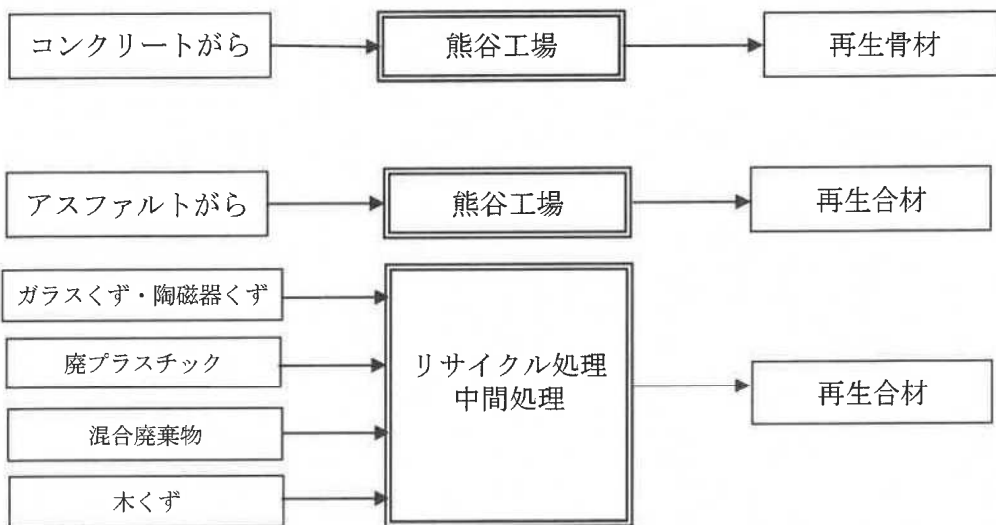
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項											
①現状	【前年度(令和4年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず*	安定型混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	石膏ボード	廃石膏ボード
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)											
・これまでに実施事例はなし。											
②計画	【目 標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず*	安定型混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず*	廃石膏ボード
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組)											
・今後も埋立処分又は海洋投入処分の予定はない。											
産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
①現状	【前年度(令和4年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず*	混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず*	廃石膏ボード
	全処理委託量	1599.1 t	91.6 t	29.0 t	0.2 t	247.7 t	0.0 t	0.0 t	355.1 t	5.3 t	18.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1599.1 t	91.6 t	29.0 t	0.2 t	247.7 t	0.0 t	0.0 t	355.1 t	5.3 t	18.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)											
・がれき類のうち再生利用が出来るコンクリートガラ、アスファルトガラは再生利用業者への処理委託を100%行う。											
②計画	【目 標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス陶器くず	廃プラスチック	金属くず*	混合廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず*	廃石膏ボード
	全処理委託量	2000.0 t	100.0 t	35.0 t	1.0 t	250.0 t	0.0 t	0.0 t	400.0 t	6.0 t	20.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	2000.0 t	100.0 t	35.0 t	1.0 t	250.0 t	0.0 t	0.0 t	400.0 t	6.0 t	20.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)											
<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類の処理は、再生利用が可能な業者へ処理の委託をするよう努力する。 ・金属くずは有価物として処理するよう指導する。 ・優良認定処理業者及び認定熱回収業者のリストを作成し廃棄物処理委託の検討を行う。 											
※事務処理欄											

産業廃棄物処理フローチャート



【廃棄物】

【リサイクル材】



産業廃棄物の処理に係る管理体制

